

一般社団法人CRESCIUSリサーチセンター
賛助法人会員規則

第1条（目的）

この規則は、CRESCIUSリサーチセンター（以下「CRESCIUS」）定款第4章の規定に基づき、賛助法人会員について定める。

第2条（会員）

賛助法人会員は、CRESCIUSの事業に賛同し賛助法人会費（以下「会費」）を納入する法人で、理事長の承認を得た者とする。

第3条（入会）

賛助法人会員入会の申し込みは、所定の「賛助法人会員申込書」に必要事項を記入の上、理事長に申し込む。

第4条（会費）

賛助法人会員の会費は以下のとおりとする。

年会費 1口 100,000円

2. 会費は、毎年6月末までに、当年度分をCRESCIUSの指定する口座に一括して振り込む。
3. 新規に入会する場合は、入会と同時に当該年度分を納入する。
4. 既納の会費は、理由のいかんを問わず返還しない。

第5条（変更の届出）

賛助法人会員は会員入会申込み後に、本店所在地等主たる事務所の住所や代表者の氏名に変更があった場合には、速やかに理事長に届け出る。

第6条（会員資格の喪失）

賛助法人会員は、次の各号の一に該当するときにその会員資格を失う。

- (1) 1年以上会費を納入しないとき。
- (2) 退会したとき。
- (3) 除名されたとき。

第7条（退会）

賛助法人会員は、退会しようとするとき、その旨を書面にて理事長に届け出ることにより任意にいつでも退会することができる。

第8条（除名）

賛助会員にふさわしくない行為があると認められるときは、理事長は理事会に諮ったうえ、当該会員を除名することができる。

第9条（特典）

賛助法人会員は、次の特典を与えられる。

- (1) CRESCIUS のホームページや刊行物にて賛助法人会員であることを広報することができる。
- (2) CRESCIUS のホームページ上にバナーを貼り付けることができる。
- (3) CRESCIUS 主催のセミナーや研修会において所定の条件にて企業展示をすることができる。
- (4) CRESCIUS 主催のセミナーや研修会に所定の条件にて優遇参加ができる。
- (5) その他、理事会が定める特典を受けることができる。

附則

この規則は、2017年4月11日から施行する。